

平成30年度

八尾市立福祉型児童発達支援センター  
(八尾しょうとく園)

指定管理者モニタリングレポート

地域福祉部 障害福祉課

平成30年度 指定管理者モニタリングレポート  
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立福祉型児童発達支援センター（八尾しょうとく園）
所在地	八尾市西高安町三丁目11番地
所管課	地域福祉部障害福祉課

指定管理者	名称 社会福祉法人聖徳園 代表者 理事長 三上 了道 住所 大阪府枚方市香里ヶ丘四丁目17番地1
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>開館時間や休館日などは、条例に定められたとおり運営されており、施設の案内表示なども利用者に分かりやすく表示されている。</p> <p>また、日々の子どもの様子等を連絡ノートにおいて伝えるとともに、学期ごとの個人懇談会や発達相談、進路相談等を実施して、保護者への支援や交流に努めた。</p> <p>さらに、施設独自に利用者へのアンケート調査を実施して意見・要望等の聞き取りを行い、利用者の満足度向上に取り組んでいる。</p> <p>【利用者アンケート（利用者の満足度等）】</p> <p>①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 施設の利用者又はその家族</li> <li>・調査時期 平成31年1月7日～平成31年2月8日まで</li> <li>・調査方法 利用者又はその家族に配布し、郵送及び回収箱により回収する。</li> <li>・回答状況 アンケート用紙70枚を配布し、51枚を回収（回収率72.8%）。</li> </ul> <p>②アンケート結果の概要（利用者の満足度等）</p> <p>アンケートに回答した保護者は、八尾しょうとく園を利用された感想について全員が「利用して良かった」と回答しており、職員の対応についてもほぼ全員が満足している。</p>	A

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>コミュニティセンターで行われた他の社会福祉法人や幼稚園等が参画する施設連絡会への参加や、教育センター主催の八尾市就学支援委員会に参加し就学支援を行うなど、地域や関係機関との連携を図り、地域交流に取り組んでいる。</p> <p>また、児童発達支援センターの地域支援機能として、保育所等を訪問し専門的な支援を行うことを目的とした保育所等訪問支援事業を引き続き実施した。</p> <p>さらに、自主事業として、言語聴覚士による個別言語発達訓練を引き続き実施し、個々の特性に応じたプログラムを設定のうえ、マンツーマンでの訓練を通じて、園児および卒園児のコミュニケーション能力や認知力の向上に努めた。</p>	A

### 3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
<p>管理チェック項目に従い定期点検を実施し、各種設備の効果的な活用と管理を適切に行った。法人全体で共通して使用する消耗品や備品等については、法人全体で一括して発注することで経費削減に努めた。</p> <p>また、光熱水費等のコストについては、データにて管理し、前年度との比較を行いながら削減に努めた。</p> <p>さらに、火災や地震、不審者侵入を想定し、月1回避難訓練を実施するなど、利用者の安全確保に努めた。</p>	S

### 4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
<p>人員配置や責任者等といった業務執行体制は適切であり、法令等を遵守した運営が行われている。</p> <p>また、保育実技研修や発達障がいに関する研修等、様々な専門的研修に参加し、施設職員全体の知識等の向上に努めた。</p>	A

### 5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
<p>個人情報保護規定及び個人情報取扱要領に基づき、情報の取り扱いを適切に行った。</p> <p>また、児童発達支援センターエネルギー管理規定に従い、設備・機器の適切な点検と管理に努めるとともに、光熱水費、ガソリン等のコスト管理を行い、環境に配慮した施設運営を行った。</p>	A

### 【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	86.8% (A)	23.3	20.3
2	公の施設の効用発揮	87.5% (A)	20	17.5
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	92.1% (S)	20	18.4
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6% (A)	23.3	19.7
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9% (A)	13.3	11.9
合計			100	87.8

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	---

## 【モニタリング内容の総括】

集団遊びや個別訓練による通所児童の療育をはじめ、保護者交流会や各種相談会を実施し、情報提供を積極的に行うことで保護者支援の充実に努めた。

また、親子教室・園庭開放や講演会の実施に加え、地域のコミュニティセンターで行われた施設連絡会への参加や教育センターにて就園・就学支援を行う等、児童発達支援センターとして地域貢献事業を積極的に展開するとともに、地域開放行事として夏まつりや移動動物園等を通じて地域交流に努めた。

さらに、独自にアンケートを行い、発達相談や各種行事に活かす等、利用者の満足度は非常に高いものであり、本市の障がい児福祉施策の推進に大きく貢献した。

## <参考>

### ■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

### ■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

#### 総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

#### 総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。